

令和 6 年 第 1 0 回
川西市教育委員会（定例会）議事日程表

会議日時 令和 6 年 5 月 1 5 日（水） 午後 2 時から
場 所 川西市役所 4 階庁議室

日程 番号	議 案 番 号	付 議 事 件	備考
1		議事録署名委員の選任	
2		前回議事録の承認	
3		教育委員の活動について	
4	議案 第 1 6 号	川西市立小中学校及び幼稚園等空調設備整備 PFI 事業に係る事業契約の変更について	
5	議案 第 1 7 号	川西市立学校のあり方審議会への諮問について	
6	議案 第 1 8 号	社会教育委員の委嘱について	
7		諸報告	
8	議案 第 1 9 号	令和 7 年度使用教科用図書採択に関する方針及び 組織について	

令和 6 年 第 1 0 回

川西市教育委員会（定例会）議案書

川 西 市 教 育 委 員 会

目

次

- 議案 第 1 6 号 川西市立小中学校及び幼稚園等空調設備整備 PFI 事業に係る
事業契約の変更について
- 議案 第 1 7 号 川西市立学校のあり方審議会への諮問について
- 議案 第 1 8 号 社会教育委員の委嘱について
- 議案 第 1 9 号 令和 7 年度使用教科用図書採択に関する方針及び組織につい
て

議案第 16 号

川西市立小中学校及び幼稚園等空調設備整備 P F I 事業に係る事業契約の変更について

川西市立小中学校及び幼稚園等空調設備整備 P F I 事業に係る事業契約を下記のとおり変更するについて、市長に申し出するにつき、川西市教育委員会事務処理規則（昭和 4 2 年川西市教育委員会規則第 1 3 号）第 1 0 条第 1 号の規定により議決を求める。

令和 6 年 5 月 1 5 日提出

川西市教育委員会

教育長 石 田 剛

提案理由

事業実施場所の変更に伴い、川西市立小中学校及び幼稚園等空調設備整備 P F I 事業に係る事業契約を変更する必要があるため本案を提出する。

（変更する事項）

契約金額

変更前 2, 9 4 3, 7 2 1, 9 6 8 円

変更後 2, 9 3 9, 0 1 6, 1 6 8 円

議案第 16 号「川西市立小中学校及び幼稚園等空調設備整備 PFI 事業に係る事業契約の変更について」

・契約金額変更の内訳と要因について

【変更の内訳】

事業の実施場所が 28 校園から 26 校園に変更した結果、令和 6 年度以降の支払額を見直し、4,705,800 円の減額となった。

支払費目	内容	契約金額		差額 (b-a)
		変更前 (a)	変更後 (b)	
設計・施工等のサービス対価 (H29 年 9 月支払い済み)	一括支払分	1,733,400,000 円	1,733,400,000 円	—
設計・施工等のサービス対価 (H29 年 9 月分・H29 年下期～R11 年度下期合計額)	割賦支払分	616,224,000 円	616,224,000 円	—
維持管理のサービス対価 (平成 29 年下期～令和 11 年度下期合計額)	維持管理費	594,097,968 円	589,392,168 円	▲4,705,800 円
合計		2,943,721,968 円	2,939,016,168 円	▲4,705,800 円

【変更の要因】

- ・東谷幼稚園の休園、清和台幼稚園の廃園に伴い、空調設備の維持管理を実施しないため、維持管理のサービス対価を減額する。

議案第 17 号

川西市立学校のあり方審議会への諮問について

川西市立学校のあり方審議会へ別紙のとおり諮問するについて、川西市教育委員会事務処理規則（昭和42年川西市教育委員会規則第13号）第10条第5号の規定により議決を求める。

令和6年5月15日提出

川西市教育委員会

教育長 石 田 剛

提案理由

川西市立学校のあり方審議会への諮問を行うため本案を提出する。

川西市立学校のあり方審議会
会長 様

川西市教育長 石田 剛

川西市立学校のあり方審議会について（諮問）

子どもたちの学びを保障し、質の高い教育を実現するための環境について、貴審議会に意見を求めます。

議案第 18 号

社会教育委員の委嘱について

別紙の者を社会教育委員に委嘱するについて、川西市教育委員会事務処理規則（昭和42年川西市教育委員会規則第13号）第10条第1号の規定により議決を求める。

令和6年5月15日提出

川西市教育委員会

教育長 石 田 剛

提案理由

社会教育委員の任期満了に伴い、新たに社会教育委員を委嘱する必要があるので本案を提出する。

社会教育委員

番号	氏 名	性別	住 所	選出区分	経歴・活動実績等	就任年月日
1	のざき ひろし 野 崎 洋 司	男	市外	学識経験者	有識者（専門:社会教育、生涯学習、教育行政等） 大和大学教育学部教育学科教授 元湊川短期大学教授、地域連携センター長 元兵庫県教育委員会事務局社会教育課主任指導主事 元兵庫県立こどもの館指導課長 元兵庫県立幼児教育センター主幹 元兵庫県立嬉野台生涯教育センター生涯学習企画調整担当課長 元兵庫県立教育研究所指導主事 元兵庫県立高等学校教頭・教諭 元国立淡路青年の家専門員 等	H30.4.1 (再任)
2	つねゆき ただおみ 常 行 貞 臣	男	市内 (小花)	学識経験者	生涯学習1級インストラクター 元関西大学なにわ・大阪文化遺産学研究センター学芸員 元川西市生涯学習短期大学運営に係る懇談会委員	R2.6.1 (再任)
3	かしわぎ ともこ 柏 木 智 子	女	市外	学識経験者	有識者（専門:教育学、教育経営学、地域教育学等） 立命館大学大学院 社会学研究科教授 立命館大学 産業社会学部 現代社会学科教授 元大手前大学 総合文化学部准教授 京都市立下京中学校学校運営協議会委員	R2.6.1 (再任)
4	かわの まいこ 川野 麻衣子	女	市外	学識経験者	NPO法人北摂こども文化協会理事長 奈良教育大学 ESD・SDGsセンター研究部員 立命館大学産業社会学部講師生涯学習概論 京都市立芸術大学美術学部講師生涯学習概論 奈良県社会教育委員	新任
5	くらはし しげき 倉 橋 滋 樹	男	市外	社会教育関係者	NPO法人宝塚生涯学習研究会理事長 元宝塚市立西公民館長	R2.6.1 (再任)
6	みよし ともこ 三 善 知 子	女	市内 (南花屋敷)	家庭教育関係者	元兵庫県立こやの里特別支援学校PTA役員 元川西市PTA連合会副会長 元川西南中学校PTA副会長 元加茂小学校PTA役員 元加茂幼稚園保護者会役員	新任
7	ますむら せいじ 升 村 誠 志	男	-	学校教育関係者 (特・小学校長会推薦)	牧の台小学校長	新任
8	おおにし ゆかり 大 西 ゆかり	女	-	学校教育関係者 (中学校長会推薦)	清和台中学校長	R2.6.1 (再任)

(任 期) 令和6年6月1日から令和8年5月31日まで(2年)

議案第 19 号

令和7年度使用教科用図書採択に関する方針及び組織について

令和7年度使用教科用図書採択に関する方針及び組織(別紙のとおり)について、川西市教育委員会事務処理規則(昭和42年川西市教育委員会規則第13号)第10条第1号の規定により議決を求める。

令和6年5月15日提出

川西市教育委員会
教育長 石 田 剛

提案理由

令和7年度使用教科用図書を採択するにつき、その方針を決定し、及び協議会委員を委嘱する必要があるので本案を提出する。

令和 7 年度使用教科用図書採択に関する方針及び組織について

川西市教育委員会

令和 7 年度使用教科用図書の採択に関して、方針及び組織について次のように定める。

1 令和 7 年度使用教科用図書の採択方針について

令和 7 年度使用川西採択地区教科用図書採択に関する方針を、次のとおり定める。

(1) 採択の基本方針

- ア 文部科学省及び兵庫県教育委員会の通知に基づき、採択権者である教育委員会の権限と責任の下、公正確保を徹底し適正な手続きを行う。
- イ 採択に当たっては、兵庫県教育委員会発行の「調査研究資料」を参考に、当地区の教育的文化的諸条件及び義務教育諸学校間の連携を考慮し、十分な調査研究を行い、慎重に採択する。

(2) 採択の方法

ア 小学校

令和 5 年度に採択したものと同一の教科書を採択すること。

イ 中学校

全ての教科書について、令和 5 年度に採択したものと異なる教科書を採択することができること。その際、「中学校用教科書目録（令和 7 年度使用）」に登載されているもののうちから採択すること。

ウ 特別支援学校及び特別支援学級

文部科学省検定済教科書（下学年用含む）、文部科学省著作教科書を使用する方向で検討し、児童生徒の実態に応じて、学校教育法附則第 9 条第 1 項の規定による「一般図書（特別支援学校・学級用）」（以下「一般図書」という。）を採択すること。

（ア）文部科学省著作教科書

①小学部

令和 5 年度に採択したものと同一の教科書を採択すること。

②中学部

全ての教科書について、令和 5 年度に採択したものと異なる教科書を採択することができること。その際、「特別支援学校用（小・中学部）教科書目録（令和 7 年度使用）」に登載されている中学部用の教科書のうちから採択すること。

（イ）一般図書

一般図書については毎年度異なる図書を採択することができるが、その際、文部科学省発行の「令和 6 年度用一般図書契約予定一覧」及び兵庫県教育委員会発行の

「学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書調査研究資料」を参考に採択すること。

エ 学習者用デジタル教科書の考慮について

(ア) 教科書採択は紙の教科書を決定する行為であり、調査・検討の対象は紙の教科書であることが基本となること。

(イ) 令和6年度以降、英語のデジタル教科書（以下「デジタル教科書」という。）が紙の教科書と併せて提供される予定であり、令和6年度の中学校英語の教科書採択については、中学校英語のデジタル教科書を調査し、考慮の一事項とすることができること。

オ ユニバーサルデザインに関する配慮について

教科書の採択に係る調査研究に当たっては、教科書が障害その他の特性の有無にかかわらず児童生徒にとって読みやすいものになっているかどうかについて比較検討することが望ましいこと。

2 令和7年度使用教科用図書の採択に関する組織について

(1) 川西市立小・中学校（特別支援学級を含む。）特別支援学校教科用図書採択の組織

ア 川西市教育委員会は、兵庫県教科用図書採択地区に基づき、猪名川町教育委員会と共同して川西採択地区協議会（以下「協議会」という。）を組織し、協議会における協議の結果に基づいて、令和7年度使用教科用図書を採択する。

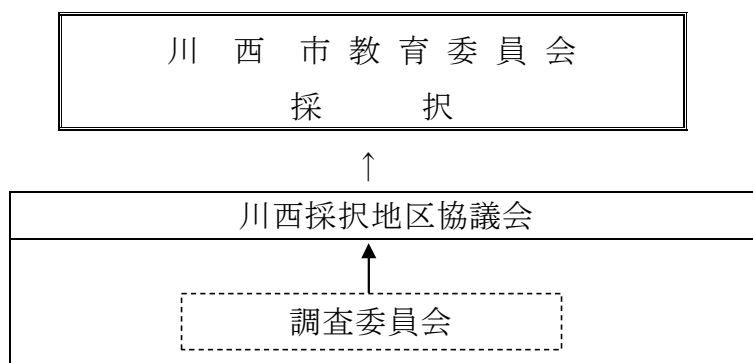
イ 協議会の委員は、規約に基づき、教育長、教育委員、義務教育諸学校校長及び教員、保護者、学識経験者並びに関係市町教育委員会事務局職員より選任する。

ウ 協議会は、義務教育諸学校教員から、調査員を委嘱して、教科用図書の調査研究を依頼することができる。調査員は、調査委員会を組織する。

エ 調査員は、教科用図書について調査研究を十分に行い、調査委員会は、これを協議会に報告する。

(2) 協議会の任務

令和7年度使用教科用図書について、校種、種目及び種類ごとに教科用図書を調査研究し、選定を行い、教育委員会にその種類・理由を通知する。



川西採択地区協議会規約

(目的)

第1条 この採択地区協議会（以下「協議会」という。）は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第13条第4項の規定に基づき、川西採択地区内の市町立の小学校、中学校及び特別支援学校（以下「義務教育諸学校」という）において使用する教科用図書の採択について協議を行うことを目的とする。

(名称)

第2条 協議会は、川西採択地区協議会という。

(設置)

第3条 協議会は、次に掲げる市町の教育委員会（以下「関係市町教育委員会」という。）が、共同して設ける。

- (1) 川西市教育委員会
- (2) 猪名川町教育委員会

(任務)

第4条 協議会は、義務教育諸学校の教科用図書について、校種、種目及び種類ごとに調査研究し、選定を行う。また、関係市町教育委員会に対して、選定した教科用図書の種類及び理由を通知する。

(事務局)

第5条 協議会の事務局は、関係市町教育委員会の協議により定める。

(組織)

第6条 協議会は、委員14名をもって組織する。委員数の割り振りは、次のとおりとする。

- (1) 川西市教育委員会 8名
- (2) 猪名川町教育委員会 6名

(委員)

第7条 協議会の委員は、関係市町教育委員会の教育長、教育委員、義務教育諸学校校長及び教員、保護者、学識経験者並びに関係市町教育委員会事務局職員の選出区分に応じて選任し、それぞれの教育委員会が委嘱し、又は任命する。

2 委員の任期は採択に関する事務が完了する日までとする。ただし、任期の途中で委員が交代した場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第8条 協議会に会長及び副会長各1名を置く。

2 会長及び副会長は、関係市町教育委員会が協議して定めた市町の教育委員会の教育長とする。

3 会長及び副会長の任期は採択に関する事務が完了する日までとする。ただし、任期の途中で交代した場合における後任の会長及び副会長の任期は、前任者の残任期間とする。

4 副会長は、会長を補佐し、また、会長に事故があるときにはその職務を代理する。

(会議)

第9条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

3 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 協議会の会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、協議会の会議で定める。

(教科用図書の選定の方法)

第 10 条 教科用図書の選定は、第 11 条第 3 項の報告及び県教育委員会が作成した選定資料を参酌し、協議会の会議において協議し、委員全員の一致によって決する。

2 前項の協議が調わない種目があるときは、委員は、該当種目についてそれぞれ選定すべきと考える教科用図書の投票を行い、過半数の投票を得た教科用図書を選定する。

3 前項の場合において、過半数の投票を得た教科用図書がないときは、最多数の投票を得た 2 種類の教科用図書について投票を行い、多数を得た教科用図書を選定する。

4 前項の場合において、投票を行うべき 2 種類の教科用図書及び選定する教科用図書を定めるに当たり投票数が同じときは、協議の経過を勘案し、会長がこれを決する。

(調査員及び調査委員会)

第 11 条 協議会は、教科用図書に関する調査研究のために、調査員を委嘱する。

2 調査員は、協議会の依頼に応じ、対象となる教科用図書の全般にわたって調査研究を行う。なお、調査研究に当たっては、県教育委員会の「調査研究資料」を参考にするとともに、必要に応じて指導助言を求めるものとする。

3 各教科別調査員代表をもって調査委員会を組織する。調査委員会は、調査研究結果を協議会に報告する。

4 各教科及び学校教育法附則第 9 条の規定による教科用図書の調査員は、それぞれ 6 名とし、協議会が次の割り振りにより、義務教育諸学校の教員にこれを委嘱する。

川西市 4 名

猪名川町 2 名

5 調査委員会規程は、協議会の会議で定める。

(資料の公表)

第 12 条 前条第 3 項の資料については、関係市町教育委員会において、教科用図書を採択した後、公表する。

2 その他公表する資料等については、協議会の会議で定める。

(守秘義務)

第 13 条 協議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(経費支弁)

第 14 条 協議会に要する経費は、関係市町教育委員会が分担する。

(特例)

第 15 条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、協議会の会議で定める。

付 則

この規約は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この規約は、平成 31 年 4 月 1 日より改正する。

この規約は、令和 3 年 4 月 1 日より改正する。

この規約は、令和 4 年 4 月 1 日より改正する。

この規約は、令和 5 年 4 月 1 日より改正する。

令和 7 年度使用教科用図書 川西採択地区協議会委員名簿（案）

R6.5 現在

委 員 氏 名	職 名 等	選出区分 (備 考)
石田 剛	川西市教育長	川西市教育長
治部 陽介	川西市教育委員	川西市教育委員
平瀬 史明	川西市立川西北小学校長	校長 (特・小学校校長会 会長)
黒山 郁子	川西市立明峰中学校長	校長 (中学校校長会 会長)
星加 哲	川西市立緑台中学校教諭	教員
渡邊 藍	川西市 P T A 連合会長	保護者
小畑 利宏	元川西市立小学校長	学識経験者
西山 晋司	川西市教育委員会 教育推進部 副部長 (教育保育・インクルーシブ 推進担当)	市教委事務局
中西 一成	猪名川町教育長	猪名川町教育長
渡瀬 博文	猪名川町教育委員	猪名川町教育委員
松嶋 利泰	猪名川町立猪名川中学校	校長 (中学校校長会 代表)
田中 達也	猪名川町 PTA 連合会長	保護者
村上 啓一	元猪名川町立小学校長	学識経験者
岩木 秀諭	猪名川町教育委員会 学校教育課 課長	町教委事務局

令和7年度使用教科用図書採択事務に関する日程（案）

日 程	曜	事 項	備 考
5 月		各教育委員会で採択方針・組織議決	
5・30	木	第1回川西採択地区協議会 13:00～ ・協議会委員の委嘱状、任命書交付（両教育長） ・令和7年度使用教科用図書採択について	川西市役所大会議室
5・30	木	第1回教科用図書調査委員会 15:00～ ・調査員の委嘱状交付（協議会会長） ・令和7年度使用教科用図書採択について ・教科用図書調査委員会について	川西市役所大会議室
6・15	土	教科書展示会開始	会場 川西市立中央図書館 猪名川町教育支援センター
6・26	水	教科用図書採択に関する報告書提出	調査委員会
7. 1	月	教科書展示会最終日	
7・3	水	第2回川西採択地区協議会（調査委員会から説明） 13:00～	キセラ川西大会議室
7月中旬		各地教委へ採択に関する報告書提出	一市一町
		各教育委員会で採択 7/18（木）川西市 7/25（木）猪名川町	一市一町
7月下旬		採択教科用図書一覧表を県教委へ報告	市町教委事務局
7月下旬		管内小・中・特別支援学校へ採択教科書を通知 各校へ教科用図書需要数調査（通知）	学校長
8月上旬		教科用図書需要票等を市町教委へ提出	一市一町
8月上旬		教科用図書需要票等を県教委へ提出	一市一町
8月上旬		附則第9条図書需要票を市町教委へ提出	一市一町
8月下旬		附則第9条図書需要票を県教委へ提出	一市一町
8・31	土	採択に関する事務完了	

義務教育諸学校における令和7年度使用教科用図書の採択に関する基本方針

兵庫県教育委員会

1 採択にあたっての基本的な考え方

- (1) 教科用図書の採択にあたっては、いかなる疑念の目も向けられないことがないよう、公正性及び透明性の確保を徹底し、採択権者が責任をもって採択すること。
- (2) 教育基本法、学校教育法、学習指導要領に加え、県立学校及び市町組合教育委員会においては兵庫県教育基本計画である第4期「ひょうご教育創造プラン」の趣旨を踏まえながら、採択権者が教科用図書を適切に採択すること。

2 採択する教科用図書

- (1) 小学校及び義務教育学校前期課程
令和5年度に採択したものと同一の教科書を採択すること。
- (2) 中学校、義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程
全ての教科書について、令和5年度に採択したものと異なる教科書を採択することができる。その際、「中学校用教科書目録（令和7年度使用）」に登載されているもののうちから採択すること。
- (3) 特別支援学校及び特別支援学級
文部科学省検定済教科書（下学年用等）、文部科学省著作教科書を使用する方向で検討し、児童生徒の実態に応じて、学校教育法附則第9条第1項の規定による「一般図書（特別支援学校・学級用）」（以下「一般図書」という。）を採択すること。
ア 文部科学省著作教科書
 - ① 小学部
令和5年度に採択したものと同一の教科書を採択すること。
 - ② 中学部
全ての教科書について、令和5年度に採択したものと異なる教科書を採択することができる。その際、「特別支援学校用（小・中学部）教科書目録（令和7年度使用）」に登載されている中学部用の教科書のうちから採択すること。
イ 一般図書
一般図書については、毎年度異なる図書を採択することができる。その際、文部科学省発行の「令和6年度用一般図書契約予定一覧」及び兵庫県教育委員会発行の「学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書調査研究資料」を参考に採択すること。
- (4) 学習者用デジタル教科書の考慮について
ア 教科書採択は紙の教科書を決定する行為であり、調査・検討の対象は紙の教科書であることが基本であること。
イ 令和6年度以降、英語の学習者用デジタル教科書（以下「デジタル教科書」という。）が紙の教科書と併せて提供される予定であり、令和6年度の中学校英語の教科書採択については、中学校英語のデジタル教科書を調査し、考慮の一事項とすることができること。

(5) ユニバーサルデザインに関する配慮について

教科書の採択に係る調査研究に当たっては、教科書が障害その他の特性の有無にかかわらず児童生徒にとって読みやすいものになっているかどうかについて比較検討することが望ましいこと。

3 採択にあたっての体制

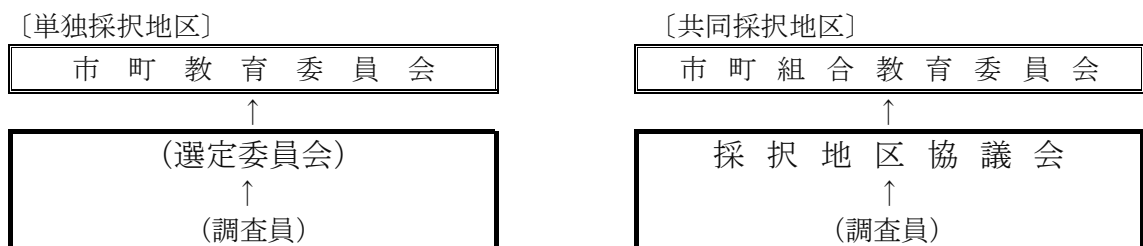
(1) 公立小・中学校・義務教育学校（市立特別支援学校の小・中学部を含む）

ア 単独採択地区

- ① 兵庫県教育委員会告示に基づく兵庫県教科用図書採択地区ごとに、選定委員会を組織すること。
- ② 選定委員会の委員は、より幅広く意見を求める観点から、校長、教員、保護者、学識経験者から構成すること。
- ③ 選定委員会は、指導主事、小・中学校等の校長・教員からなる調査員を置き、各校種、各種目、各学年に関する教科書の調査研究を十分に行うこと。
なお、調査員の選任については、教科書採択に直接の利害関係を有する者、依頼を受け著作・編集活動に一定の関与を行うなど特定の教科書発行者と関係を有する者を選任しないこと。

イ 共同採択地区

- ① 当該採択地区内の市町組合教育委員会は、兵庫県教育委員会告示に基づく兵庫県教科用図書採択地区ごとに、協議により規約を定め採択地区協議会を組織すること。
- ② 採択地区協議会の委員は、より幅広く意見を求める観点から、教育長、校長、教員、保護者、学識経験者から構成すること。
- ③ 採択地区協議会は、指導主事、小・中学校の校長・教員から構成する調査員を置き、各校種、各種目、各学年に関する教科書の調査研究を十分に行うこと。
なお、調査員の選任については、教科書採択に直接の利害関係を有する者、依頼を受け著作・編集活動に一定の関与を行うなど特定の教科書発行者と関係を有する者を選任しないこと。
- ④ 当該採択地区内の市町組合教育委員会は、採択地区協議会における協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択すること。



(2) 県立特別支援学校の小・中学部及び中等教育学校前期課程

ア 各学校において、選定委員会を設置すること。

イ 選定委員会の代表者は、校長、教員、保護者、学識経験者の中から選定委員を委嘱又は任命すること。

(3) 国・私立学校及び公立大学法人が設置する学校

ア 前項に準ずる。

イ 私立学校は、前項イに理事を加えることができる。

ウ 各採択権者において、文部科学省からの通知等に基づき、適正に採択すること。

4 採択結果及び理由等の公表

採択権者は、教科書の採択結果及び理由等採択に関する情報の積極的な公表に取り組み、採択に関する説明責任を果たすこと。

5 公正性・透明性の確保

(1) 規範等の遵守

ア 採択関係者（採択に至るまでの一連の手續に関与しうる者に加えて、実際にこれらの職に就いているか否かにかかわらず校長・教員等の全ての学校関係者を含む。（常勤・非常勤は問わない））は、文部科学省の指導や教科書発行者が定める「教科書発行者行動規範」等を遵守すること。

イ 外部からの不当な影響により教科書採択が左右されることなく、採択権者の判断と責任で採択できるよう、学校と情報共有するなど密接に連携し、適切に対応すること。

(2) 教科書発行者との健全かつ適切な関係の保持

ア 質の高い教科用図書とするためには、日々の授業実践を通じて得られた教員等の意見を反映することは、意義を有する側面もある。また、教員等が行う授業研究や教材研究等の効果的な実施に当たっては、教科書発行者が有する知見を活用することも必要となると考えられること。しかしながら、一般の国民ないし地域住民から教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせる行為と受け止められることがないよう、教科書発行者との健全かつ適切な関係を保持すること。

イ 採択関係者は、教科書発行者に対し、教科書採択の勧誘を目的として又はその目的であるとの疑念を生じさせるおそれがある形での金銭その他の利益の供与又はその申出は絶対に行わないようにすること。また、このことを十分に踏まえ、各教育委員会等においても、具体的な禁止される行為や許容される行為について、全ての採択関係者に周知徹底を図ること。

ウ 教科書発行者の行為の内容又はそれに対する教員等の関与もしくは負担の内容・程度によっては、地方公務員法第32条、第33条又は第38条の規定に違反することになり得る。

(3) 教科書見本の取扱い

ア 教科書見本の送付は、教科書採択の勧誘を目的としていると認識し、教科書発行者と健全かつ適切な関係を保つこと。

イ 教科書見本については、教科書発行者から各教育委員会に送付することができる上限を超えて求めることは厳に行わないこと。

ウ 令和4年度以前に検定を受けた教科書の見本については、教科書採択にあたっての調査研究等に活用するものであることに留意し、今後の授業等に活用する目的で教科書発行者に送付を求めないこと。

エ 採択期間終了後に、教科書発行者に授業研究や教材研究等のために教科書見本の送付を求めることは行わないこと。なお、採択期間に送付された教科書見本については、採択終了後の授業研究や教材研究に有効活用すること。

オ 共同採択地区において、教科書見本の部数が過多となり、教科書発行者に引き取りを求める場合には、特定の教科書発行者のみに引き取りを求めないこと。

カ 教科書見本と併せて、又は個別に、デジタル教科書の部分サンプルや内容解説資料その他教科書発行者が広く無償で配布する資料を受け取ることは差し支えないこと。ただし、資料の名称を問わず、有償の商品やサービスが無償又は廉価に提供を受けるなど教科書発行者からの不当な利益供与が禁止されていることに注意すること。

(4) 過大な宣伝活動等への対処

- ア 宣伝活動等の加熱を防止するため、採択期間においては、教科書発行者が新たに採択される教科書に関する説明会、講習会又は研修会等の主催や開催の関与を行うことが禁止されていることを理解し、適切に対応すること。
- イ 採択権者は、採択事務説明会などの機会を活用し、発行者の宣伝活動の実態を把握すること。また、採択事務に支障を来す事態が発生した場合や不当な働きかけがあった場合においては、警察など関係機関と連携しながら、毅然とした対応を取ること。

(5) 検定申請本（申請図書）の取扱い

検定申請本（申請図書）は、検定の行政処分を行う際の審査対象であり、教科書発行者が教科書採択を勧誘するための宣伝活動（実質的にそれと同視され得る活動を含む）に使用することは一切認められていないことを全ての採択関係者に周知徹底すること。

6 その他

- (1) 教科用図書の採択にあたっての具体的な手続きについては、「兵庫県採択事務取扱要領」に基づくこと。
- (2) 共同採択地区においては、関係市町組合教育委員会と関係教育事務所により「採択地区適正規模化検討委員会」を設置し、採択地区がより適切なものとなるよう努めること。
- (3) 教科書展示会場は、一般県民も閲覧することから可能な限り県民が参会しやすい施設とすること。